

数字で学ぶ
男女共同参画教室

73.4

(平成29年厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より)

この数字は、男性の賃金を100とした場合の女性の賃金の割合です。

男女雇用機会均等法や女性活躍推進法の施行により、働く場における性別を理由とする差別の禁止などの法的な枠組みが整備され、企業等では女性の職種の拡大や管理職に占める女性割合の増加など、女性の活躍が進みつつあります。

このような進展とともに、男女間の賃金格差は縮小傾向にあるものの、先進諸外国の男女間賃金格差と比較するとその差は大きい状況です。

労働者が性別によって差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整えることは重要なことです。厚生労働省が作成した「男女間の賃金格差解消のためのガイドライン」なども活用しながら、企業等における賃金や雇用管理の在り方を見直していくことも必要です。